# 平成30年度における処遇改善等加算エの運用の見直し

- 保育士等が専門性の向上を図り、技能・経験に応じて**キャリアアップできる組織体制の整備**を目指す。
- 各保育園における人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、保育士等の技能・経験に応じた<u>処遇改善等加算工について、</u> 運用の柔軟化を図る。

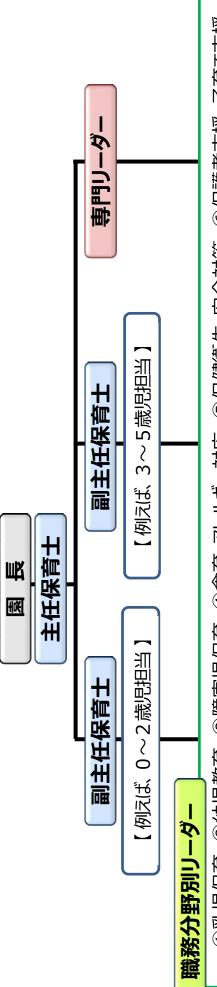
### 目指すべき保育園の組織体制

(括弧内の人数は、定員90人 (職員17人)の保育園モデルの場合)

- 例えば、0~2歳児担当、3~5歳児担当などの<mark>「副主任保育士」又は「専門リーダー」を配置(2人以上)</mark>
- ※ 専門リーダー:4つ以上の専門分野の研修を修了した者

※ 副主任保育士:3つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者

- (兼務可)を配置 (3人以上) ※ 職務分野別リーダー: 1つ以上の専門分野の研修を修了した者 加えて、乳児保育、幼児教育、障害児保育など、<mark>専門6分野ごとに「職務分野別リーダー</mark>」
  - **処遇改善等加算エの加算要件**は、研修の受講を促進し、<mark>2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指す</mark>。
    - (2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、必須化時期を確定)



①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

# 平成30年度における処遇改善等加算エの配分方法の見直し

く副主任保育士又は専門リーダー:加算額20万円(4万円×5人)>

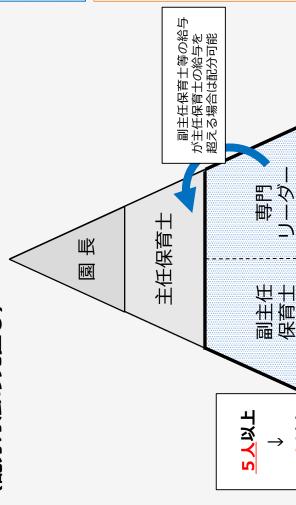
20万円のうち、12万円は**副主任保育士又は専門リーダー** 

**のみ**に配分可能(配分人数及び額は事業者において判断)

# 〈定員90人 (職員17人※)の保育園モデルの場合〉

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

#### (配分方法の見直し)



## 12万円については、**職務分野別リーダーにも配分可能**

(改善点 1)

# <職務分野別リーダー:加算額1.5万円 (5千円×3人) >

## 3 人の**職務分野別リーダー**に月額5千円

#### 【**改善点 2】** 3 人以上の職務分野別リーダーに<mark>月額 5 千円以上</mark> (ただし、 副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額)

## 同一事業者内での保育園間の配分は不可

**配分可能** ※H30~

2人以上

## (改善点3)

職務分野別リーダー

3人以上

保育士等

#### (2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改 <sup>6を確認。)</sup>

加算額21.5万円 (20万円+1.5万円) の20%について、

同一事業者内で保育園をまたぐ配分が可能